

平成 25 年度第 2 回

大阪府都市計画公聴会 速記録

「北部大阪都市計画道路の変更」（高槻市）について

- 1 と き 平成 25 年 4 月 26 日（金）
午後 2 時開会～午後 2 時 20 分閉会
- 2 と ころ 大阪府公館
大阪府中央区大手前 2 丁目 1 番 46 号
- 3 対象市町村 高槻市
- 4 出席者
(1) 議長 大阪府都市整備部総合計画課 参事 高階 宏
(2) 公述聴取者 行政関係者、住民等
(3) 公述人
1 人

[開会]

【司会（森元補佐）】 皆さま大変お待たせいたしました。ただ今から、平成25年度第2回大阪府都市計画公聴会を開催いたします。私は、本日の司会を務めさせていただきます大阪府都市整備部総合計画課の森元と申します。どうぞよろしくお願いいたします。公聴会の開会にあたりまして、皆様にご協力をお願いしたいことがございます。

まず、この建物は禁煙となっておりますので、お煙草はご遠慮願います。

次に、携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。

それでは、公聴会を始めさせていただきます。本日の進行につきましては、大阪府都市整備部総合計画課参事の高階が議長として担当いたしますので、よろしくようお願いいたします。

[公聴会に関する説明]

【議長（高階参事）】 本日は、お忙しい中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。私は、本日の議長を務めさせていただきます大阪府都市整備部総合計画課参事の高階と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、開始にあたって公聴会の趣旨及び都市計画の手続きについてご説明申し上げます。本日、公述の対象となる都市計画の原案につきましては、大阪府が関係機関と協議を重ねながら、作成したものです。これらの原案をもとに皆様方のご意見をお伺いして都市計画の案を作成するため、都市計画法第16条の規定に基づいて、公聴会を開催することとしております。

本日は、去る4月2日から4月16日までの公述申出期間内に、あらかじめ公述の申出をしていただいた1名の方にご意見を述べていただきます。

次に、公聴会の進行についてご説明いたします。お手元の資料をご覧ください。

最初に、今回公述の申出がありました1件の都市計画の原案の概要について総合計画課の担当からご説明いたします。この説明が終わりましたら、この都

市計画の原案についての公述を行っていただきます。

公述に際しましては、私が公述をしていただく方の番号をお呼びしますので番号を呼ばれましたら、壇上の公述人席まで来ていただき、公述していただきますようお願いいたします。公述の内容につきましては、公述の申出のときに提出いただきました要旨に従っていただきますようお願いいたします。公述の申出をいただいた都市計画の案に関係がない内容については、公述することはできませんので念のため申し添えます。

公述を行う時間につきましては、既に通知してありますとおり、今回は30分以内とさせていただきますので、時間厳守をお願いいたします。終了の5分前になりましたらベルを1回鳴らします。終了時間になりましたらベルを2回鳴らしますので、速やかに公述を終了していただき、元の席にお戻りください。

なお、公述時間は30分以内ですので、必ずしも30分間公述していただく必要はありません。終了時間前に公述を終えていただいても結構です。

最後に、公述人ほかご来場の皆様をお願いを申し上げます。本日の公聴会は、意見を述べていただく場で、質疑応答を行う場ではありません。法令の規定により、あらかじめ公述の申出をいただいた方のみにも公述をしていただくことになっております。

皆様方には、声を出したり拍手したりするなどの行為は慎んでいただきますよう、くれぐれもお願い申し上げます。もし、公聴会の秩序や進行を乱すような発言、あるいは行為があった場合には、大阪府都市計画公聴会規則第12条に基づき、この会場から退場していただく場合もありますので、ご注意ください。

それでは、公述に先立ち、本日の公述の対象となる都市計画の原案について、総合計画課の担当から概要を説明させます。

【都市計画の案についての説明】

【事務局（山野補佐）】 北部大阪都市計画道路3・4・207-13号大阪京都線の変更素案の概要についてご説明させていただきます。私は、大阪府都市整備部総合計画課施設計画グループ長の山野でございます。どうぞよろし

くお願いいたします。

今回、変更を予定しております都市計画道路大阪京都線は国道171号と重複する高槻市域の広域的な幹線道路で、本路線と国道170号及び府道伏見柳谷高槻線が交差する八丁畷交差点については、地域を代表する交通の要衝であります。

この交差点の現状は国道171号の右左折レーンの不足による慢性的な交通渋滞が発生し、その影響による交通事故も多発していることから、交差点の改良が喫緊の課題となっております。

しかし、都市計画上の交差構造については、国道171号の高架による立体交差であるため、計画どおりに整備すると、八丁畷交差点西側で、阪急高槻市駅への自転車や歩行者の主動線となっている京口町交差点において、国道171号を横断することができなくなるなど、その影響が広範囲に及ぶものと考えられます。

このような状況を改善するため、八丁畷交差点については、交差構造を立体交差から平面交差に計画変更し、本路線の京都側及び神戸側の右左折レーンを強化することで、交差点の前後約610メートル区間の幅員22～35.6メートルを22～31.8メートルとして、交差点の交通渋滞や交通事故などの課題解決を図り、自転車・歩行者の利便性と安全性を確保するものであります。以上が今回の都市計画変更素案の概要でございます。

【公述人による公述】

【議長（高階参事）】 それでは、ただ今から公述を始めていただきます。番号「1番」の方は、前の公述席までお越しくください。それでは公述を始めてください。

【公述人A】 今日、このような意見を述べる機会を与えていただき、感謝いたします。ただ、都市計画の縦覧が6月頃、審議会が7月頃、変更の決定が8月頃に予定されていることに対しまして、今回の公述がどのような意味、あるいは役割があるのか、私自身不勉強なため不安を抱いております。それでは、述べさせていただきます。

まず、八丁畷交差点の整備方針に関することですので、簡単に私が把握している範囲で、高槻市の概要や予測される将来の不安、その課題に対する市の方向性や取組を述べさせていただきます。

高槻市は大阪と京都の中間に位置することもあり、昭和40年代から急激に人口が増加し、ベッドタウンとして発展してきました。平成15年には中核市になり、現在人口は35万人を超えています。

しかし、現在の年代別人口の割合は、団塊の世代や高齢者世代の割合が北摂の他の都市より高く、子育て世代の30代や40代が少ないという特徴があります。

このため、人口減少と高齢化社会が周辺の都市よりもいち早く訪れることが予想されますので、子育て世代の定住化や流入人口の増加が急務であると思われます。そのため、市では大学や高層マンションを誘致したりして、駅を中心とした開発に取り組んでおります。

そして、中心市街地の活性化を目指して、JR高槻駅と阪急高槻市駅を含む中心市街地をスクエアモールとして歩行者中心のまちづくりなどの取組を進めております。また、道路網計画においても、中心部の通過交通を迂回させるべく、周辺道路の整備を充実させようとしております。

次に、八丁畷交差点の現状の位置付けでございますが、先ほどもありましたように、八丁畷交差点は国道171号と国道170号、伏見柳谷高槻線が交差する交通の要所です。

また、阪急高槻市駅やJR高槻駅からの徒歩圏にあることから、自動車交通だけではなく、多くの歩行者や自転車などが往来する重要な交差点であり、高槻市中心部の玄関口として、また、市民にも密着した交差点です。

なお、歩行者中心のまちづくりへの取組を進めるべく、市では平成23年9月にバリアフリー基本構想を策定しております。公共施設や集客施設のある生活関連施設、あるいは鉄道駅を結ぶ生活関連経路として国道171号と府道伏見柳谷高槻線が指定されております。

また、この八丁畷交差点は、市のバリアフリー基本構想における重点整備地区の東端に位置し、歩行者や自転車などの交通量も多いと思われます。国道171号の東側、あるいは北側で1日6千人以上の自転車、歩行者の断面交通

量がありますので、バリアフリーを考慮する必要があると思います。

また、市の近い将来像として、この交差点から北東500メートル程の位置にあります、京大農場跡地が平成31年に安満遺跡公園として整備されると、さらに多くの歩行者や自転車が国道171号を横断して来訪されるものと予想されます。

次に、現状の課題です。これは歩行者や自転車の立場から見たものでございますが、現在の八丁畷交差点におきます歩行者、自転車などの通行環境は、枚方から神戸方面への常時左折を可能としていることから、交差点の南側と西側には横断歩道が設置されておらず、歩行者は、階段のみの横断歩道橋を渡るか、交差点の東側と北側の横断歩道を利用することになります。

次に自転車についてですが、枚方から亀岡方面へこの交差点を直進する自転車は、常時左折する車に阻まれ、歩道を徐行もしくは降りて押してこの横断歩道橋を渡らなければいけません、階段しかないために渡ることができないという現状でございます。

これらは、当初計画の立体交差であれば、歩行者や自転車にとって国道171号の自動車交通が立体で分離されるため、今回の変更は、歩行者や自転車にとって通行環境は大きく変わるものと思います。この変更となった平面交差におきましては、右折の付加車線設置のため、横断の距離は長くなります。

また、横断歩道橋が現在のままであれば、バリアフリーや歩行者、あるいは自転車を無視した交差点と言わざるを得ません。バリアフリーや歩行者、自転車を考慮した提案が2つございます。

1つ目は、横断歩道を南側と西側にも設置し、横断歩道橋を撤去することができないのでしょうか。そのためには、現在の枚方から神戸方面への左折車溜まりを長くするか、神戸から枚方方面への右折車線が2車線に増えることにあわせて、神戸方面への左折車線を2車線にすること、あるいは現在よりも長く左折溜まりを設けることで、信号処理が可能になると思われます。

2つ目は、もし、それが難しい場合であっても、現在の階段しかない横断歩道橋にスロープを設置することはできないのでしょうか。そうすることにより車いすやベビーカー、自転車が渡れるようになると思います。

実際に都市計画変更になりますと、一度確定した用地境界を再び歩道橋の改

修や車線数を増やすことにより、拡幅するというのは難しいと思います。

従いまして、今回の都市計画変更において、歩行者や自転車などにも配慮した交差点改良を実施することが望ましいと思われまます。

現在の計画案では、高槻市が目指す中心市街地のあり方や、子育て世代などに安心して暮らせるまちづくりに大きな影響を与えるものと考えます。今回の八丁畷交差点などの社会整備は、単なる通過交通や交差処理、あるいは渋滞解消など車のためだけの交差点ではなく、国や大阪府、高槻市の財産であると同時に市民、特に周辺住民や来訪者など歩行者や自転車などのための交差点でもあり、将来世代に誇れる交差点改良計画であってほしいと願います。以上です。

[閉会]

【議長（高階参事）】 ありがとうございます。以上で公述の申出がありました公述人の発言はすべて終了いたしました。

なお、今後の手続きについて申し上げます。まず、この公聴会で公述をしていただいた内容は、速記により記録としてまとめます。そして本日の公述内容を踏まえた上で、再度関係機関等との協議・調整を行い、都市計画法第17条に基づく縦覧を行うための都市計画の案を作成いたします。都市計画の案の縦覧とともに、本日の速記録と公述意見に対する大阪府の考え方を公開し、大阪府のホームページにも掲載することとしております。この縦覧は都市計画法により2週間行うことが定められており、この縦覧期間中に関係市町村の住民及び利害関係人は大阪府に対し、都市計画の案に対する意見書を提出することができます。

この縦覧の手続を経た後、都市計画の案を大阪府都市計画審議会に付議することになりますが、その際におきましても、本日の公聴会の速記録とそれに対する大阪府の考え方を資料として提出いたします。

また、縦覧期間中に都市計画の案に対する意見書が提出された場合は、その要旨も併せて審議会の資料として提出することになります。この都市計画審議会の議事を経て、都市計画の案が承認された後、都市計画が正式に決定されることとなりますので、よろしく願いいたします。

本日は大変お忙しいところ貴重なご意見をお聞かせいただき、ありがとうございました。また、会場の皆様方には都市計画公聴会へお越しいただき、ありがとうございました。これをもちまして、平成25年度第2回大阪府都市計画公聴会を終了させていただきます。